

論文要旨

地方分権時代における財政の課題とその展望

大森 敏裕

はじめに

1. 財政の仕組み
2. 財政政策の変遷
3. 国と地方の財政状況
4. 日本の地方財政の特質と国際比較

おわりに

はじめに

日本の国や地方の財政が、危機的状況に陥っているということは、よく知られているところである。予算の状況を見てみると、国は、2008年度一般会計歳入（概算）合計 83 兆 613 億円のうち、25 兆 3480 億円を公債によるものとし、公債依存度は 30.5%である。地方財政計画で 2008年度の地方公共団体の財政状況（見込み）を見てみると、歳入合計 83 兆 4014 億円のうち、9 兆 6055 億円を公債によるものとし、公債依存度は 11.5%である。

国も地方も一時期に比べれば、歳入に占める公債の割合は減少傾向にあるが、膨大な借金である。本論文では、権限と責任を伴った税源移譲による地方分権が不可欠であるという前提に立ち、主要先進各国との比較も交え、日本における国と地方の財政システムとその状況を検討する。そして、地方の国からの自立、地域間の財政力格差是正などの視点から、国と地方または地域間の財政関係の在り方について考察したい。

1. 財政の仕組み

現代社会においても、市場経済は決して万能ではない。公共財、不確実性、物価の不安定性や失業の存在、所得分配の不平等などの市場の失敗がある以上、政府は経済に関与することを求められる。さらに、地方分権へと歩み始めている状況で、単なる国から地方への税源の移譲では、豊かな地域とそうでない地域が混在しているので、地域間の格差拡大につながる。

国の財政は国という単一の団体の財政であるのに対して、地方財政は数多くの地方公共団体の財政の総計である。それぞれの地方公共団体は地理的条件、自然条件、社会経済条件そして団体規模及び行政規模において多様性を有しており、それらに対応した行財政運営がそれぞれ行われている。さらに、地方公共団体の面積・人口とその変動状況は、当該団体の基本的性格を決定づける要因ともなっている。そのため、歳出規模も財政構造等にも大きな相違がある。

2. 財政政策の変遷

ここでは、財政政策の変遷として、日本財政の歴史、地方財政の歴史をそれぞれ考察していく。地方財政については、戦後、高度成長期、石油危機以降の3つの時期に分けて考察していく。さらに、財政再建への取り組みや「三位一体の改革」についても検討する。

財政状況の悪化に際して、2006年7月に閣議決定された「基本方針2006」では、国と地方あわせた長期債務残高の対GDP比が先進国中で最も高いなど、日本財政が厳しい状況にあることから、「歳入・歳出一体改革」の基本的考え方が示された。具体的には、2010年代半ばまでに、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比を安定的に引き下げるこ

とを目指し、2011年度には国と地方をあわせた基礎的財政収支を黒字化する目標が示された。

3. 国と地方の財政状況

ここでは、2008年現在の国と地方の財政状況について検討する。次に、日本の税制について、国税と地方税のそれぞれ代表的なものについて、その概要を明らかにする。さらに、地方交付税についてその仕組みを詳しく説明する。

2008年現在、アメリカ発の金融危機などを背景として景気は後退局面に入っている。内閣府が、2008年12月9日に発表した2008年7～9月期の国内総生産(GDP)2次速報によると、物価変動の影響を除いた実質GDP(季節調整済)は前期比0.5%減となり、2四半期連続のマイナスとなった。この影響により、企業業績が悪化し、法人税収などが大幅に減ることが考えられ、政府は税収不足を補うため、赤字国債を追加発行しなければならず、2008年度の新規国債発行額が3年ぶりに30兆円を上回ると予想される。これに伴い、財政の舵取りは一層厳しくなるだろう。国債の追加発行もそうであるが、さらに深刻なのは、税収減である。「基本方針2006」から掲げてきた、2011年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字化するという財政再建目標の達成も難しくなると予想される。

4. 日本の地方財政の特質と国際比較

OECD統計によれば、国民経済計算上、日本の地方財政のGDPに占める割合は12.9%であり、社会保障基金を除く一般政府歳出の80%を占めるなど、地方政府は重要な役割を担っている。日本の地方公共団体は、単一性国家のもとにありながら、連邦制国家であるカナダやドイツに匹敵するサービスを行っているのである。さらに、日本では、国民経済に占める公的資本形成のウェイトは6.6%(国1%+地方5.6%)と高く、連邦制国家であるアメリカを上回るが、地方公共団体はその8割に相当する5.6%を執行しており、地方財政は地域における社会資本整備に極めて重要な役割を果たしている。

おわりに

基本的に国(中央政府)の役割は小さくてよい。それに伴い、地域住民に関わる施策の決定権限と、交付金を含めた財政力を地方に移譲すべきであろう。そして、財政政策の効果と負担を地方公共団体自らが管理する必要がある。都市と地方での財政力には、大きな開きがあるが、ナショナル・ミニマムの達成のため、必要な財源が移譲されるように各政府間で議論や訴えをし、政府間の財政関係を確立しなければならない。さらに、地方公共団体が、実際に政策を行う場面においては、議会や行政がきちんと機能する必要があることはもちろん、自治体間で協力し、効率性を高めたり、市民が行政を監視したりすることも非常に重要である。

論文要旨

地方分権改革における国と地方の財政関係と今後の展望

萱原 智子

はじめに

1. 国・地方の歳出歳入の実態
2. 地方自治体の多様な財源
3. 三位一体の改革の動き
4. 地方分権に向けた更なる改革

おわりに

はじめに

2004～2006年度に実施された三位一体の改革により、国庫補助負担金の廃止・縮減等4兆6661億円、国から地方への税源移譲3兆0094億円、地方交付税及び臨時財政対策債の削減5.1兆円が行われた。地方分権を進めるために行われた三位一体の改革であるが、その過程では、政府、各省と地方自治体の間で激しい議論が展開され、意見の調整には困難を伴った。本論文では、三位一体の改革を通して、国と地方の間にみられる課題について再認識した上で、今後の国と地方の望ましい関係の在り方について展望したい。

1. 国・地方の歳出歳入の実態

国の2008年度一般会計予算の規模は83兆0613億円であり、歳出のうち社会保障関係費と義務的経費である国債費、地方交付税交付金等で歳出全体の3分の2以上を占め、歳入についてはその6割強を税収でまかなっている。一方、2008年度地方財政計画の規模は83兆4014億円であり、歳出については一般行政経費や給与関係経費など経常的な経費が多く、歳入については自主財源である地方税でその半分以上をまかない、残りを国からの依存財源でまかなっている。

2. 地方自治体の多様な財源

地方自治体の歳入は、地方税、地方交付税、国庫補助負担金、地方債等により構成されている。地方税の税収には地域間の格差があるため、税源の偏在度が小さく、課税自主権の拡大によって国や他の自治体とのバランスを崩さないような税制体系が重要となる。地方交付税は、地方の収支不足を補填する財源保障機能と、地域間の財政力格差を緩和する財政調整機能を有し、自治体間の格差を調整する地方財政調整制度としての役割を担っている。だがその算定方法や地方自治体の自主性への影響、交付税措置、地方交付税総額の財源確保、地方財政計画との決算乖離について、様々な議論が起きている。国庫補助負担金は用途を限定することで全国の社会資本整備を進めてきたが、一方で特定補助金には当該事業が優先されることで自治体財政を圧迫し、真に必要な事業が後回しにされ、地域に即した柔軟な対応ができないなどの弊害がある。よって、地域の実情に応じた使い方ができるよう、見直し、廃止・縮減等が進められている。地方債は地方自治体の債務であるが、国の政策として景気対策や財源不足対策として活用されてきた側面があり、その償還については事業の対象、起債にあたっての自治体の自主性、新規発行分と既存発行分の区別により、国と地方の責任の所在について検討する必要がある。

3. 三位一体の改革の動き

地方分権改革として始まった三位一体の改革であるが、実際には分権改革と財政再建の議論が並存して進められてきた。国庫補助負担金については4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行うこと、税源移譲については概ね3兆円規模を目指すことが明示され、地方交付税については財源保障機能の縮小、算定の見直しを図り総額を抑制することが掲げられた。こうして、国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、交付金化の改革とともに、スリム化の改革を推進した。税源移譲については、所得税から個人住民税への税源移譲を実施するとともに、応益性や偏在性の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化することで対応した。地方交付税の改革については、国・地方ともに歳出を見直し、抑制する一方で、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保し、算定の見直しも行われた。しかし、改革の過程においては、政府、各省、地方自治体の間で意見が対立し、今後の改革に向けて議論すべきいくつかの課題も残した。具体的には、義務づけの見直し、地方交付税制度の見直し、地方自治体の財政運営についての見直しである。このような中で、国と地方の協議の場が設けられ、地方自治体が政策の策定に参加し、協議を行うという成果も見られた。

4. 地方分権に向けた更なる改革

三位一体の改革後の課題としては、まず地方自治体の自治権の拡充があり、国と地方の役割分担や基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大等について議論されている。2点目に財政調整についてがあり、地方間での調整が困難な中で、国に過度に依存しない財政調整制度の構築が必要である。3点目に地方財政の財源保障の範囲についてがあり、国として保障すべき範囲について、国・地方を通じた共通認識を形成するとともに、地方が独自に行う政策については地方自ら負担する姿勢も求められる。4点目に財源不足対策としての増税の検討があり、国・地方を通じて財源の絶対額が不足している中で、税源の偏在を考慮した公平な税の在り方を決定していかなければならない。5点目に地方自治体の自助努力があり、税源や権限の移譲、事務事業の見直しが進むにつれ、これまでも増して地方自治体への健全な財政運営が望まれている。以上の点について、今後もより良い分権の在り方を目指して国・地方がともに議論していかなければならない。

おわりに

三位一体の改革を経て、これまでの分権改革から一定の前進があったことは確かである。地方自治体は政策決定の過程に参画するようになったことで、当事者としてこれまで以上に、その財政運営に自立と責任が問われるようになる。国はまた、一方的な関与ではなく、地域の実際の声にも配慮した財政措置等を講じていかなければならない。地方の役割が増している中で、国・地方が果たすべきそれぞれの役割を明確にした上で、それぞれが自覚と責任を持って、相互に目指すべき関係を模索していかなければならない。

道州制の可能性とその政策課題

原本 翔平

はじめに

1. 道州制の考え方と国民意識
2. 道州制の可能性—道州制導入による効果—
3. 道州制で懸念される問題
4. 目指すべき道州制の在り方

結びにかえて

はじめに

本論文では、まず道州制が一体どういうもので、なぜ必要だといわれ、議論されているのかということや道州制に対して政府や国民がどのような意識を持って考えていかなければならないのかということ論じていく。そして、日本経済の向上や地域の発展など道州制導入によって得られる効果や、地域間格差など道州制において懸念されている問題点を考察していき、そのうえで、道州制の成立を目指す場合、道州制の仕組みや移行方法、制度設計などがどうあるべきなのかということを検討していきたい。

1. 道州制の考え方と国民意識

道州制とは地方分権の担い手となるものであり、道州制へ移行するのであるならば、地方が国に依存している状況から脱却し、地方分権を実現するために制度的な枠組みの変更が不可欠である。そして、地方分権、とりわけ道州制を考える際、市民にも責任というものが生じてくる。日本では中央政府が権力を持ち、中央政府がリーダーシップを発揮してきたために、国民は「国が何とかしてくれる」という考えを持ってしまいがちであったが、他力本願な意識を改め、自ら知り、自ら議論に参加し、自ら行政体に働きかけるという意識を持っていかなければならないだろう。

2. 道州制の可能性—道州制導入による効果—

国が地方自治体の政治・行財政の主導権を握る現在の中央集権体制では、価値観多様化の現在、地域住民のニーズに対して的確な行政サービスを供給することは構造的に困難である。道州制の目的としては、行政の効率化、財政の安定など様々なものが挙げられるが、結局それらが国民の利益につながっていく。つまり、道州制の最終到達地点は、国民が安心安全で豊かに暮らせる環境を作ることなのではないだろうか。そのためにも、地方の自立に必要な権限と財源を国から移譲し、地方の権限と責任を明確にすることが重要だろう。さらに、徹底した情報公開を行うことで、地域住民の政治や行政への参加が促進され、住民本位の地域づくりを行うことが可能となる。

3. 道州制で懸念される問題

日本が資本主義国である以上、格差というものは避けて通ることはできず、当然道州内だけではなく道州間での格差も生じるということも考えられる。その格差は実情に応じた多様性とも考えられるが、過度に格差が拡大してしまえば、地域再生に逆行してしまいかねない。道州

制に移行するという事は、各自治体が行う行政に対して中央政府からの規制や関与がなくなると示す。道州の裁量で各地域の実情に応じた行政を行うことができるということは、道州制論においては肯定的に捉えられることが多いが、見方によっては、多様性という名の不平等とも考えられるのではないだろうか。

4. 目指すべき道州制の在り方

地方交付税は受益と負担の関係を見えにくくし、無駄な事業の執行や予算消化を招くとともに、地方公共団体の努力により企業誘致が成功し、税収が増えると不交付団体になるなど、地方側の努力が反映されない仕組みとなっており、真の住民自治を実現する観点からも問題が多い。一方、国庫補助負担金は、義務教育職員の給与費や生活保護費、公共事業費などを、一部国が負担するという名目で、国から地方公共団体に支出されるものであるが、国による全国一律で画一的な施策を押し付け、地方への規制や関与の根拠になる「ヒモつき補助金」であるとして、地方の自主性や創意工夫を損なうものとの批判が強い。

道州制になれば何事もうまくいくというのではなく、導入前にいかに受け皿としての基盤を固めていくかが重要となる。

結びにかえて

政府は道州制のためだけではなく、地方分権のため、国民のための議論が国全体でできるよう、明確な意図を示していくことが望ましい。道州制のみが唯一無二の選択肢とはいえ、道州制を導入しない、都道府県合併をするなど複数の選択肢があってもよいからである。日本が新しく生まれ変わる一歩を踏み出すかどうかを政治家や民間人などで区別することなく国全体の意思で決断しなければならない時期が迫ってきているのかもしれない。

論文要旨

生活保護制度における就労支援の有効性と生存権の保障

宮本 順子

はじめに

第1節 生活保護制度の概要

第2節 就労支援に重点が置かれる生活保護制度

第3節 就労支援の標的 母子世帯

第4節 切り捨てられる高齢者世帯

第5節 ホームレスへの就労支援の行き着く先としての生活保護

第6節 生活保護制度の誤った運用法

おわりに

はじめに

生活保護制度は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第25条に基づいて国民に健康で文化的な最低限度の生活、すなわち生存権を保障している。しかし最後のセーフティネットとなるべき生活保護制度が揺らぎ、福祉の切り捨てや違法な運用が多発している。就労支援の有効性や母子・高齢者世帯に対する生存権保障、そして福祉事務所などの問題点を明らかにする。

第1節 生活保護制度の概要

生活保護法では生活保護の原理・原則・種類が規定されており、これに基づき保護が行われている。生活保護は申請原則なので受けるためには福祉事務所に行かなければならない。福祉事務所側は申請者に対して資力調査を行い保護の適用を決定する。受給者の動きとしては、被保護人員と世帯数は増加傾向にあり、2007年度でそれぞれ154万人、111万世帯となっている。世帯類型別では2007年度で高齢者世帯45.0%、傷病・障害者世帯36.3%、母子世帯8.4%、その他世帯10.0%となっている。

第2節 就労支援に重点が置かれる生活保護制度

2004年に提言された生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書では「利用しやすく自立しやすい制度へ」という方向の下、就労支援に重点が置かれるようになり、全国一律の就労支援として生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムが設定された。しかしこのプログラムの参加条件は厳しく、参加できる者が少ない上に効率の悪いプログラムとなっている。さらに就労支援に重点が置かれているにもかかわらず、就労インセンティブが働かないほど収入が保護費から差し引かれている。

第3節 就労支援の標的 母子世帯

生活保護を受ける母子世帯は2005年度で9万世帯を超え、そのうち約半数が就労している。母子世帯には児童扶養手当が支給され、保護を受ける母子世帯には母子加算が保護費の一部として支給されているが、母子加算は就労意欲を損なうとして2009年度に完全に廃止される。その代わりに母子世帯には就労支援が行われているが、就労支援を受けている間の所得保障はなく、非常に利用しづらい状況にある。

第4節 切り捨てられる高齢者世帯

高齢者世帯は被保護世帯の中で最も大きな割合を占めている。高齢者世帯には保護費の一部として老齢加算が支給されており、これは高齢者の生活に必要な不可欠なものとして支給されていたが、保護を受けない高齢者世帯の公的年金額より生活保護費の方が充実しているとして2006年度に廃止されてしまった。さらに2007年に実施された生活福祉資金貸付制度により家屋の保有が難しくなった。これは高齢者を生活保護から排除するために利用されているのに他ならない。

第5節 ホームレスへの就労支援の行き着く先としての生活保護

世帯類型別でみたその他世帯にはワーキングプアや生活保護の適用を受けた元ホームレス等の人々が含まれている。ホームレスへの就職支援は就職相談や講習・自立支援センターへの入所など手厚く行われているようにみえる。しかし実際は不安定な職種に就いたり、生活保護を受けることよってのセンター退所であったりとその有効性に疑問がみえる。

第6節 生活保護制度の誤った運用法

生活保護制度がうまく機能しない理由には誤った運用法の問題がある。一番大きな問題は相談者に申請させないようにする福祉事務所の水際作戦という違法行為である。これは主に生活保護の原理で規定されている保護の捕捉性の解釈に原因がある。さらに社会福祉主事の資格を持たない者による窓口相談によって間違った指導・指示、機能していない監査にも問題がある。これらの仕事を実際に行うケースワーカーの労働環境にも、例えば仕事量が膨大である、といった問題が存在する。

おわりに

生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活、すなわち生存権を保障するものでなければならない。しかし老齢加算・母子加算の廃止でみられるように生存権が脅かされている。生活保護制度の最も大きな問題点はその運用方法にある。なぜなら生活保護制度は正しく運用されれば、生存権を保障する最後のセーフティネットとして、その役割を十分に発揮することができるからである。正しく運用されたとき、そこで初めて、制度本来の姿をみることができるのである。

国民医療費抑制策の実施とその課題

松井 宏樹

はじめに

1. 医療制度の歴史的推移
2. 国民医療費の増加と抑制
3. 診療報酬制度とは
4. 薬価基準制度の決定と影響
5. アメリカでの国民医療費抑制に対する取り組み

おわりに

はじめに

国民医療費の抑制はこれまでも議論されてきた。企業は医療保険の保険料を負担しなければならず、保険料の上昇が労働費用を押し上げたり、企業の生産活動を抑制するという経路を通じて経済活動全体に影響を与えることから国民医療費の増加を問題としてきた。だが、国民医療費の抑制を強引に行っていくと、医療サービスの質の低下やフリーアクセスの侵害につながる。本稿では、医療制度の歴史的推移によって、どのような問題から国民医療費の増加が発生していくのかを考察していき、国民医療費の抑制はアメリカが取り組むべきであり、日本は医療の質を保つべきであることを明らかにしていく。

1. 医療制度の歴史的推移

日本の公的医療保険は、歴史的にみると、公務員共済、組合管掌健康保険、政府管掌健康保険などの職域保険が先にでき、地域保険の国民健康保険ができたのは一番最後であった。国民健康保険の登場によって、1961年に全ての国民が何らかの公的医療保険に加入する国民皆保険が実現した。その後、1972年に経済成長の恩恵を医療アクセスの形で与える老人医療の無料化が実施され、高齢者の医療機関への受診率が伸びたが、モラルハザードを助長することになり、高齢者による過剰受診を招き、その結果国民医療費が増加していき、高齢者医療費の増加は無視できない問題となった。そこで、各公的医療保険からの拠出金によって高齢者医療費を補填する老人保健制度が導入された。

2. 国民医療費の増加と抑制

国民医療費には、医療サービスの名目価格の上昇、高齢化、医療技術の進歩の主に3点の増加要因があると考えられている。国民医療費を抑制するために、自己負担割合を増加させることにより、モラルハザードに起因する無駄な費用を抑制する反面、高リスク者、低所得者の医療アクセスを侵害する危険が生じた。そこで、医療の質を維持・向上させつつ国民医療費を抑制させる可能性を秘めたものに、在宅医療の推進がある。

3. 診療報酬制度とは

診療報酬とは、受け取る側の医療機関にとっては企業の売上高に当たるが、支払う側の保険者や患者にとっては医療を受けるのに必要となる費用を意味し、消費者から商品やサービスを購入する場合の購入価額である。診療報酬の点数改定は、診療行為を実施する医療機関の経営

に影響を与える。国民皆保険制度を維持するには、診療報酬点数表の定期的な見直しが必要である。

4. 薬価基準制度の決定と影響

薬価差益が発生する薬価基準制度では、医療機関が薬価差益を得るために、治療や検査に薬剤を使用する傾向が強くなる。不必要な検査や投薬が行われると、国民医療費を増加させるばかりではなく、過度な医薬品の投与によって病状の悪化につながる。医療機関が投薬から利益を得ることができないような公定価格の設定が課題となる。

5. アメリカでの国民医療費抑制に対する取り組み

アメリカの医療保険は民間医療保険が主な医療保障サービスであるが、民間医療保険に加入できない人のためにメディケア(主に65歳以上の高齢者が対象の社会保険)とメディケイド(一般財源による医療扶助)が普及したが、対象者の拡大により国民医療費が増加した。そこで、医療サービスと医療提供者を管理するマネジドケアによる国民医療費の抑制が加速した。だが、事情により医療保険に加入できない無保険者の存在を忘れてはならない。ニューヨーク州では、低所得者や児童に対する受給要件を他州に比べて寛大化することにより無保険者が低くなっている反面、支出額の増加によって州財政は大きな打撃を受けた。

おわりに

アメリカでは、国民医療費支出の対GDP比は1980年に8.8%、2003年に15.3%と増加しており、同様に日本では対GDP比で1980年に6.0%、2003年に7.9%となっている。このデータから、高齢化の進行が世界的にも高い水準である日本では国民医療費が増加しているものの、国民医療費の伸び率は国民所得の範囲内に抑制することができているとみることができる。よって、国民医療費の抑制を早急に実施しなくてはならないのはアメリカである。それに対して、日本がすべきことは、医療の質を保ちながら国民医療費の伸びをできるだけ緩やかにすることである。

論文要旨

少子化社会に対する女性の社会進出の重要性

～少子化社会改善・ワークライフバランス社会へ、企業福利と保育サービスへの期待～

加地 大輔

はじめに

1. 人口減少社会と少子化社会
 2. 少子化社会をもたらした時代背景と派生する問題
 3. 政府は何をしてきたか
 4. 育児休業制度・企業福利とワークライフバランス
 5. 保育サービスとワークライフバランス
- むすびにかえて

はじめに

2005年、日本は人口減少時代へと突入した。2005年の国勢調査で、日本の総人口は1億2777万人となり、2004年総人口と比べるとおよそ2万人の減少が見られた。

今後の日本社会を見ていく上で「女性の就労と少子化の関係がどうなるか」という視点は重要なポイントとなる。従来の男性が主となって労働力を供給するだけでは、今後急速に進行すると見られる労働力人口減少に立ち向かえない。そこで、女性の社会進出がますます期待される。しかし、女性の社会進出と出生率は負の関係と考えられていた。加えて日本では、「夫は仕事、妻は家事」の慣行からか、女性の社会進出の整備が整っていなかった。

本論文では、第一に政府が行ってきた少子化対策とその成果をまとめる。いかにして女性の社会進出の環境整備が政府主導のもと行われてきたかを示し、第二に、政府の政策だけでは少子化社会を改善させることができない、いわば政府の限界を指摘する。そして第三に、企業福利や保育サービスを整備することで女性の社会進出と出生率の向上が期待できることをみていきたい。

1. 人口減少社会と少子化社会

人口減少社会はいつから始まったか。第一節では、少子化の定義を改めて再確認し、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を用いて、少子化社会、人口減少社会の概要を述べる。

2. 少子化社会をもたらした時代背景と派生する問題

本節では、少子化社会となった時代背景を捉えて、少子化社会から派生する問題点を提示していく。1970年代半ば以降の少子化の主な要因は「晩婚化・未婚化」であるといわれている。2000年代に入り、非正規雇用の増加、二極分化などの経済状況の悪化は結果として女性の就業を促す方向に働いていると考えられる。ここから、所得の不安定により夫婦共働きをせざるを得なくなっている男女が増え、出産に踏み切れないカップルが増大したことを指摘して、時代とともに少子化の原因が変遷していったことに注目する。

少子化社会から派生する問題は何か。本節では、労働力人口の減少、社会保障財政の問題、経済成長の観点から問題を明らかにしていく。

3. 政府は何をしてきたか

第3節では、政府が行ってきた少子化対策の全体像を表す。政府は、少子化対策の政策ターゲットを女性に発生する養育費と機会費用にみた。それらを緩和させるように児童手当が給付されたが、効果はあまりあがらなかった。次に、新しい政策として、就労と出産の両立支援策を展開する。

4. 育児休業制度・企業福利とワークライフバランス

前節で挙げた「両立支援策」の重要な役割を担う育児休業制度について取り上げる。加えて、企業が行う育児支援制度についても取り上げる。ここでは、官だけでは有効な少子化対策を行うことができないことを述べ、少子化対策には官民一体となって取り組む必要があることを提言する。

5. 保育サービスとワークライフバランス

第5節では、長期にわたる育児支援（主に保育サービス）の効果について保育所の概要、保育所の役割、保育所の特別保育が出産に与える効果を考察していく。さらに、保育所を取り巻く保育料未納問題、規制緩和、新制度「認定子ども園」について検討していく。

むすびにかえて

日本では過去の少子化を反映して、当面避けることのできない人口減少社会を経験することになる。人口減少社会に突入すると、第一に労働力人口が減少する。これは、労働力の絶対数の減少という構造問題を含み、様々な問題を引き起こす。一例として、社会保障財源難の問題や国民負担率の上昇は避けられない。第二に、経済成長の鈍化や国力が低下し、国際競争力が弱くなる懸念がある。世界第二位の経済大国である日本の地位が揺らいでしまうのである。

経済不安や、年金・社会保障財源の不安定から国民の将来見通しが立ちにくくなっている。これは出生率にも影響を及ぼし、夫婦の経済不安定が出生に負の影響をあたえる、経済不安定と出生率の負の連鎖がもう始まっているのである。

親の貧困を子どもの貧困にしてはならないし、そのためには親の就労促進のために育児休業制度を整備しなおすこと、保育サービスの充実は不可欠である。なぜなら子どもを持つ親の就労環境（機会）均等化につながるからである。政府は、官民一体となった就労と出産の両立支援策を促進していく必要があるのではないかと考えられる。

女性の社会進出に関する制度と問題点

渡邊 裕子

はじめに

1. 女性をとりまく雇用環境の変化
2. 子育て支援と問題点
3. 各国の育児支援比較
4. 政労使の協調

おわりに

はじめに

男女雇用機会均等法の成立以降、女性の社会進出に対する取組みが積極的に行われるようになってきた。日本でも家庭と仕事のバランスを考えた働き方が普及しつつあるが、まだあまり周知されていない。このような政策を知り、今後利用していくことにより女性の労働力率を上げていかななくてはならない。そこで女性の社会進出に関する制度と問題点について考察していきたい。

1. 女性をとりまく雇用環境の変化

1985年、雇用分野における男女の機会均等および母性保護を目的とする「男女雇用機会均等法」が制定された。だがこれがただちに男女差別の解消に結びついたわけではなく、企業は新たに総合職と一般職に分けて雇用・昇進管理を行う「コース別人事管理制度」を導入した。多くの女性は「一般職」の選択を余儀なくされ、「男性は総合職・女性は一般職」というかたちで性別分業構造が維持された。さらに非正社員の雇用形態が多様化し、多くの女性が非正社員として労働市場に進出していった。

2005年の男性の年間就業時間は依然として2000時間を大きく超えている。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの制度が整っていく中、男性を中心とした正社員の過酷な長時間労働の見直しがありなされておらず、女性の正社員は男性の雇用パターンに合わせた賃金労働の仕組みへ参加する構造となっている。

2. 子育て支援と問題点

育児・介護休業法の制定により育児休業制度の普及率や利用率は大きく高まったが、女性の育児と継続就業の問題が解決したわけではない。労働者にとっては育児休業による就業中断のキャリアへの影響や復帰後の仕事と育児負担の両立問題が、また企業にとっては休業中および復帰後の職場の人員配置と職務分担の問題が依然として大きな課題である。

日本の女性の働き方における最大の特徴として、出産・子育て期には労働市場から退出し、子育てがひと段落した後で労働市場に戻るといふ、いわゆる「M字型就業」が挙げられる。日本や韓国では「M字型就業」パターンが見られる一方、アメリカやスウェーデンでは台形になっており、出産や子育て期にも労働市場から退出しない女性が多い。日本の正社員は雇用が安定的であり、年齢上昇とともに賃金が上昇する。そのかわりに急な残業や長時間労働、転勤を求められる。このような賃金と働き方の制度のもとでは子供を持ちつつ働くことは難しい。

3. 各国の育児支援比較

日本の男性の育児休業取得は、諸外国に比べてきわめて低い水準にあるものの、他の先進諸国でも、男女が同じように育児休業を取得している国はない。だが、男性の子育てへの関わりを高めるための取組みへの政策的な関心は高まっており、そのための法的整備を進める国もでてきている。

イギリスでは生まれた子供の父親に対し、女性の出産休暇の所得保障と同じ水準の出産後8週間以内に連続する1週間もしくは2週間の有給休暇が与えられる。アメリカの場合は、EU諸国のような、父親を意識した制度は実施されていない。その他ドイツの「親時間」、ノルウェーの「パパ・クオータ」、スウェーデンの「パパの月・ママの月」について紹介する。アメリカの場合は、EU諸国のような、父親を意識した制度は実施されていない。

4. 政労使の協調

ファミリーフレンドリー施策、ワーク・ライフ・バランス、ワークシェアリング、ポジティブ・アクション、女性の再チャレンジ支援プランなど日本でもいくつか取組みがなされている。このような取組みは企業と政府が協力し、女性のみではなく男性に対しても働きやすい環境を提供しようとしているものもある。勤労者にゆとりを与えることにより、育児・介護を中心に今まで女性が担ってきた無償労働などの私生活にも目を向ける機会作りとなっている。ここでは、これらの取組みに関して紹介する。

おわりに

女性の社会進出に対して多くの障害が存在するが、最も大きなものとしてやはり出産・育児が挙げられる。制度は整いつつあるが出産・育児で離職したり、非正規雇用者としての復帰や非正規雇用者へ転向する女性が少なくない。企業の職場環境改善策などを実施しているところも多いが、どれも女性の強い意志が必要となってくる。だが、家庭内の無償労働の大半を女性が行っている状況では女性が男性と同等に働くことは不可能である。

今後、正規雇用者の労働条件の見直しをするとともに、育児支援の周知・拡大を行っていくことが女性の社会進出には重要となってくるだろう。そのためにも女性の意識向上と男性の家事・育児参加のしやすい制度へと変えていかなければならない。

環境問題の推移と個人の果たすべき役割

横溝 英昭

はじめに

1. 環境問題の種類と対策
2. 世界レベルにおける環境保全に関する政策の推移
3. 国レベルでの取り組み
4. 個人での取り組み

まとめ

はじめに

人間活動の急増によって、地球は大きな被害を受けている。地球の二酸化炭素濃度は年々上昇し、地球の長い歴史から見れば考えられない異常気象が毎年起こっている。このような地球の状態に対して、環境対策はどうなっているのか。第1節では、こういった環境問題があるのか紹介し、その対策について述べていく。第2節では、環境対策についての世界の動きの推移をみていく。第3節では各国の環境対策についてみていき、日本の果たすべき役割についても検討する。環境問題は私たちの普段の生活と密接に関係していることを示すため、第4節では私たちの生活のこういった行動が環境に負荷をかけているのか明らかにする。さらに、それに対する取り組みも考えていく。

1. 環境問題の種類と対策

環境問題と一口にいても、解決されるべき環境問題は地球温暖化以外にも、森林破壊、大気汚染、砂漠化、土壌汚染、水質汚濁等々、列挙すればたくさんある。第1節では、各環境問題についての原因、状況やその対策がどのようになっているのかを述べている。これらの対策をもし怠れば地球上の生物全体が悪影響を被ってしまう。マイナスの影響が出ることが分かっている中で、環境に関する対策はこれまでどのように行われてきたのか。次節では環境問題に対する世界の動きをみていく。

2. 世界レベルにおける環境保全に関する政策の推移

第2節では、環境問題に対する世界の動きを述べている。1972年の国連人間環境会議のテーマ「かけがえのない地球」は環境問題が地球規模、人類共通の課題になってきたことを意味している。この会議から世界規模の環境対策がはじまり、ここでは2005年京都議定書発効までの世界レベルでの会議・政策について述べている。環境問題は世界で取り組んでいかなければならないのはもちろんだが、世界で統一的に実施するのは難しい。国によって事情も様々だからだ。次節では、温暖化対策を中心に国レベルでの環境対策について検討する。

3. 国レベルでの取り組み

気候変動枠組条約、京都議定書の発効に伴い、世界各国の温暖化対策は具現化し、京都議定書の削減義務のある先進国では温室効果ガス削減のために政策措置が各国で実施されている。この節では、EU、アメリカ、日本の温暖化対策を述べている。

経済発展がめざましい途上国の中で、深刻な公害問題がおきている地域がある。途上国は環

境保全にかかるコストを避け、資金効率を重視する経営になりやすいためである。日本は高度成長期に公害問題が発生し、これを克服してきた。公害対策の技術・経験を生かし、途上国が公害を放置しないように働きかけることが日本の役割であるということもこの節でふれている。

4. 個人での取り組み

日本の二酸化炭素排出量のうち、2002年では約30%が民生部門からの排出量になっている。産業部門は90年比に比べ0.3%増とあまり変わらないのに対して、民生部門は90年比に比べ31.4%も増えていて、国民1人1人の関心は低いことがわかる。産業部門の排出量が一番大きいとはいえ、この民生部門の排出量を放置することはできない。この節では二酸化炭素の排出構造を明らかにし、それを踏まえた上での個人の取り組み、個人の取り組みを促進させるための取り組みについて述べている。個人の取り組みに関しては、生活排水やごみの見直し、エコドライブなど、身近にできることがあり、その効果は全体として大きくなることを示している。個人の取り組みを促進させるための取り組みに関しては、エコツアーを取り上げた。

まとめ

地球環境問題は、様々な課題を抱えており、解決に向けて行動することが急務になっている。第1節では環境問題の種類とその対策について述べてきた。それぞれの問題について対策がとられているが、環境問題は地球規模で発生しているため、解決に向かうためには国際的な取り組みが必要になってくる。第2節では、環境に対する国際的な取り組みの経緯についてみてきた。二酸化炭素削減の具体的な数値のある京都議定書の発効等、環境に対する国際的な取り組みは強くなってきている。そういった社会情勢の中で、各国はどう動いているのかを第3節でみてきた。各国間において、環境に対する取り組みには温度差があるが、この温度差を埋めていくことが大切だ。先進国と途上国の間で意見の対立が起こっているが、「共通だが差異のある責任」の考えのもと、全ての国で取り組むように話し合っていくべきである。途上国が環境問題に取り組むために、日本の公害対策の技術、経験を提供する等、日本が果たすべき役割は大きい。先進各国で二酸化炭素排出量を実際に減らすことも、途上国を環境問題に取り組ませるためには必要である。しかし、日本は京都議定書の第一約束期間の目前である2007年時点で、二酸化炭素はむしろ増えている状況である。この原因は民生部門の排出量の増加であり、私たち1人1人の取り組みが必要であることを第4節で述べてきた。私たちの生活は、環境を破壊するのに十分な力を持っており、普段の生活を見直し行動することが環境を保全することに繋がるのである。

環境問題は世界規模でおきているため、世界全体での取り組みが必要である。それはつまり、各国での取り組みが必要であり、地球に住む1人1人の取り組みが必要なのである。

中国の経済構造と日中の相互経済発展

森永 衣理

はじめに

1. 中国経済の概要
2. 中国経済の構造分析
3. 日中経済関係
4. 日中間の経済外交

おわりに

はじめに

1978年の改革開放宣言以降、中国がビジネスの場として国際社会から注目されている。中国の実質GDP成長率は2003年から2007年まで10%を超える高いものになっている。本稿では、社会主義国の中国がどのように経済発展を遂げ、どのような経済構造をとっているのか分析する。その上で、中国経済の抱える不安要因を明らかにし、日中経済の相互発展の道を考察していく。

1. 中国経済の概要

中国は、1978年12月に鄧小平の指導によって国内的には経済自由化政策を採用し、対外的には開放政策を採用した。このことが中国経済の発展の原点ともいえる。農業改革では、農家生産請負制を導入し、農業の労働生産性が増すにつれ農村部の余剰労働が郷鎮企業すなわち町村企業にシフトされた。その結果、外国資本を呼び寄せ技術を得ることになった。

2. 中国経済の構造分析

中国経済がどのような経済構造をとり、高い成長を遂げているのか分析する。中国の国内総支出は消費よりも投資が高くなっている。このことは国内で十分消費されない過剰生産に繋がり、日本のバブルと同じような現象や国際貿易の不均衡にも繋がる。産業構造は、第二次産業が高くなっているが、産業別従業員数をみたら第一産業の構成比が最も高く、第一産業の比重が、総従業員数の約50%に対し、GDPは約20%となっている。明らかに労働生産性が悪く産業構造の転換が求められる。

中国は高い経済成長を成し遂げているが、その歪みとして格差問題など社会不安が存在している。さらには、2005年に7月に、中国金融当局は人民元の対ドルレートを2%切り上げに踏み切ると同時に、これまでとってきたドルペッグから離脱し通貨バスケットを参考にした管理変動相場制へ移行したが、人民元のレートが依然として政府の管理下にあるなど経済問題も抱えている。

3. 日中経済関係

日本と中国は、産業構造の優位性を生かして両国の経済に寄与すると同時に利益を共有できる環境にある。一方で、中国の経済発展が日本の脅威であるという見方もある。そこで、日本の交易条件を調べると、2006年から2008年にかけて交易条件が悪化しているが、輸出入物価指数の投入が上昇しており、中国の経済発展が交易条件を悪化させたとは一概には言えない。

貿易を行うことは、経済発展のみならず技術のある国からない国への技術進歩の手助けにもなり、さらには多種多様な消費生活を我々に提供する。

日本と中国は、お互いに主要貿易相手国である。2007年の貿易統計では、中国にとって日本は輸入で1位、輸出で2位の関係である。日本にとって中国は輸出で2位、輸入で1位の関係である。日中間の貿易関係が深まり、懸念要因なのが対中貿易赤字であるが、2007年の対台湾向け輸出を勘案すると日本が黒字となっている。日本から中国への輸出のうち中国が製造できない高付加価値な製品が多く輸出されている。日本は技術に比較優位があり、労働集約的産業に比較優位がある中国とは競合関係ではなく相互依存関係である。

4. 日中間の経済外交

日中間では、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定(EPA)の交渉は行われていないが、両国とも ASEAN 諸国と締結している。今後、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定(EPA)を結ぶことで双方の関税を引き下げ、共通の利益を生むことができると考えられる。

日本の対中直接投資は、2000年から2004年まで増加し続けている。2001年に中国がWTOに加盟したことも対中直接投資を後押ししている。さらに、中国は世界から投資を受けると同時に対外投資を始める時代になっている。この背景として、外貨準備の急増と貿易摩擦による人民元切り上げの圧力を緩和する目的があった。つまり、中国の直接投資は企業の利潤極大化に加え、国際協調のための政府の強い意図が見受けられる。

おわりに

中国経済の発展は日本経済にとって有利に働き、さらには中国市場で生き残れるかどうか日本経済を揺るがすほどのものになっている。日中経済が相互補完的な関係を維持させるためにも、両国が得意とする産業に特化することが必要である。さらに、日本はいずれ中国が得意になってくると考えられる産業から素早く高付加価値産業にシフトし選択と集中を進めていくことが望まれる。日本経済は中国経済を脅威と考えるのではなく、さらなる成長を写す鏡として捉え日本の産業を見直す機会となるだろう。